「高齢者の人権」 9月号 ~*「こころの扉」を少し開いてみませんか*~

9月の第3月曜日は、敬老の日です。現在、国内では平均寿命の大幅な伸びや少子化を背景として、総人口のおよそ4人に1人が6歳以上となる超高齢社会を迎えています。市では、その割合がかし、仕事や地域における活動などで積極的に社会に参加している高齢者や働く意欲のある高齢者の個に対ける活動などで積極的に社会に参加しているです。現在、豊かな知識や経験を生かした中で、豊かな知識や経験を生かし、仕事や地域における活動などで積極的に社会に参加している高齢者や働く意欲のある高齢者の犯罪や虐待などの人権侵害は深刻な社会問題となっています。

体的虐待、食事や生活の世話をしたがでされました。この法律では、促進を目的に高齢者虐待防止法が促進を目的に高齢者虐待防止法がのがよび養護者に対する支援などののは、 中成 18 年に高齢者虐待の防止

ではいったり、必要な医療的ケアを放 ではいったり、必要な医療的ケアを放 で行為やそれを強要する性的虐待、 を与える心理的虐待、あらゆる性的 を行為やそれを強要する性的虐待、 本人の合意なしに財産や金銭を使用 したり、本人の希望する金銭の使用 を理由なく制限したりする経済的虐 を理由なく制限したりする経済的虐 を理由なく制限したりする経済的虐 を理れなどの行為が高齢者虐待として定 義されています。

誰であれ年齢を重ねれば、身体面能であれ年齢を重ねれば、身体面が必要になったり、い前のようにいなどが増え、それがときに失敗できなくなったり、もの忘れや記憶できなくなったり、もの忘れや記憶できなくなったり、もの忘れや記憶が必要になったり、以前のようにりできなくなったり、もの忘れや記憶できなくなったり、もの忘れや記憶が必要になったり、以前のようにがが必要になったり、以前のようにがが必要になったり、以前のようにがが必要になったり、以前のようにがが必要になったり、以前のようにが必要になったり、以前のようにはいる。

社会の基本のルールにしていきませんか、相手の尊厳を大切にすることを私たちのとなり得る問題です。年齢にとらわれず、高齢者への人権侵害は、誰もが当事者

